

第1章 総 則

第1節	計画の策定方針
第2節	関係機関の業務大綱等
第3節	町の概況
第4節	災害危険性
第5節	防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び芦屋町防災会議条例第2条の規定に基づき、芦屋町防災会議が作成する計画である。

本計画は、町、県、関係機関、公共的団体及び住民が、その有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるものとする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び住民の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

なお、本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災による地震・津波・原子力等による被害を教訓に修正された国の防災方針である「防災基本計画」（平成23年12月修正）及び福岡県地域防災計画（平成24年5月修正）との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた芦屋町独自の計画である。

第3 見直しの背景と方針

1 見直しの背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や近年の風水害等を教訓として、国は平成23年12月27日に防災基本計画を修正し、公表した。この修正計画では、東日本大震災をふまえた地震・津波対策の抜本的強化を図ること等を基本とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したうえで、津波に強いまちづくり、国民への防災知識の普及、津波警報等の伝達及び避難体制確保をはじめ、避難所等における生活、警報や避難勧告、実践的な避難計画等の観点から見直しが図られている。

一方、福岡県では、平成23年度に地震や津波に関する防災アセスメント調査を実施し、地域防災計画の修正に取り組み、平成24年5月30日に福岡県地域防災計画（震災対策編から地震・津波対策編に名称を変更）を修正し、公表した。この修正計画では、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、地域防災力の強化を図りつつ、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に取り組むこととしている。

こうした国、県の修正状況等をふまえ、本町においても災害対策基本法第42条に基づき「芦屋町地域防災計画」の見直しを行うものである。

2 見直しの方針

(1) 構成に関する見直し

今回の見直しにおいて、第1章の「総則」及び第2章の「予防計画」に続き、災害応急対策として、第3章に自然災害を想定した「風水害対策」、第4章に地震・津波災害を想定した「地震・津波対策」、第5章に原子力災害を含む大規模な事故を想定した「原子力災害等対策」、最後に第6章「災害復旧復興計画」をもって構成することとした。

(2) 見直しの方針

①情報収集・伝達体制の強化

住民が避難を開始するためには“避難を促す情報を住民が得ること”が第一に必要であり、多様・多重の情報伝達手段を拡充することを基本として、以下の観点から情報収集・伝達体制を強化する。

- ・災害に強い多様な情報伝達手段の拡充
- ・多様な情報伝達手段による津波警報や避難勧告等の住民、観光客等への確実な情報伝達
- ・自主防災組織による避難勧告・指示等の確実な情報伝達体制の構築

②避難対策の強化

速やかな避難、中長期の避難生活へ対応することを基本として、以下の観点から避難体制を強化する。

- ・速やかに津波等から避難を行うための住民の防災意識の向上
- ・避難所台帳、地区別カルテに基づく津波等避難計画の作成・啓発と防災訓練の実施
- ・食糧、生活必需品、資機材等の備蓄基本計画の作成
- ・自主防災組織を中心とした避難所の運営体制の確立と要配慮者の避難支援
- ・避難所等における女性や子育て家庭など生活者の多様なニーズ、保健・衛生への配慮

③防災対応能力の強化

災害を正しくイメージでき、状況を予測、行動できるよう平常時から啓発、教育、訓練を行うことを基本とし、以下の観点から住民、自主防災組織、町職員等の防災対応能力を強化する。

- ・学校における児童・生徒に対する防災教育の実施
- ・住民一人ひとり、家庭、職場、運転者における心得、とるべき措置などの啓発
- ・防災活動を支える防災人材、自主防災組織の育成、体制の強化
- ・災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の作成
- ・定期的な防災訓練、津波避難訓練等の実施による職員等の防災対応能力の向上

④原子力災害対策の追加

福島第一原子力発電所における原子力災害をふまえ、災害等に係る情報を収集し、確実に住民に伝達すること基本として、以下の観点から原子力災害対策を追加する。

- ・事故の状況や安全性、避難等に関する情報の収集方法、住民への伝達手法の確立
- ・放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制の整備
- ・小型放射能測定器の導入と平常時・災害時の定期観測体制の整備
- ・原子力・放射能に関する知識、避難時の留意事項等に関する継続的な普及啓発
- ・広域的避難への対応

⑤各種予防・応急対策の推進・強化

上記の方針に加え、福岡県地域防災計画との整合性を図る観点などから、以下に示すような予防・応急対策についても推進、強化する。

- ・ため池等に対する安全対策及び応急対策の強化
- ・応急仮設住宅用地の選定及び台帳の整備など供給体制の整備
- ・被災児童、生徒等へのメンタルケアの導入
- ・関係団体との協力による愛護動物の保護
- ・光化学スモッグ注意報などの住民への情報伝達手段の強化

第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■ 計画の構成

- | |
|------------------|
| 第1章 総則 |
| 第2章 災害予防計画 |
| 第3章 風水害応急対策計画 |
| 第4章 地震・津波応急対策計画 |
| 第5章 原子力災害等応急対策計画 |
| 第6章 災害復旧復興計画 |

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを芦屋町防災会議において修正する。

第2節 関係機関の業務大綱等

第1 町

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
芦屋町	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災会議に係る事務に関する事 ② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③ 防災施設の整備に関する事 ④ 防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ⑧ 給水体制の整備に関する事 ⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ⑩ 災害危険区域の把握に関する事 ⑪ 各種災害予防事業の推進に関する事 ⑫ 防災知識の普及に関する事 ⑬ 要配慮者の安全確保に関する事 ⑭ 企業等の防災対策の促進に関する事 ⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑯ 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防・消防等応急対策に関する事 ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ③ 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ④ 災害時における文教、保健衛生に関する事 ⑤ 災害広報に関する事 ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ⑦ 復旧資機材の確保に関する事 ⑧ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ⑨ 災害時における交通、輸送の確保に関する事 ⑩ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 ⑪ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ⑫ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑬ 芦屋町所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事 ② 災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事 ③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
芦屋町	<p>(災害予防)</p> <p>① 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること</p> <p>② 教育及び訓練の実施に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害状況の把握及び伝達に関すること</p> <p>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施の協力に関すること</p> <p>③ 糸島市の住民等の避難受け入れに係る協力に関すること</p> <p>④ 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限に関すること</p> <p>⑤ 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等に関すること</p> <p>⑥ 被ばく者の診断及び措置への協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 放射性物質による汚染の除去に関すること</p> <p>② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること</p> <p>③ 各種制限措置の解除に関すること</p> <p>④ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>⑤ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減に関すること</p> <p>⑥ 文教対策に関すること</p>

第2 県

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
福 岡 県	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災会議に係る事務に関すること</p> <p>② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</p> <p>③ 防災施設の整備に関すること</p> <p>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</p> <p>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること</p> <p>⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること</p> <p>⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>⑪ 防災知識の普及に関すること</p> <p>⑫ 要配慮者の安全確保に関すること</p> <p>⑬ 緊急消防援助隊調整本部に関すること</p> <p>⑭ 企業等の防災対策の促進に関すること</p> <p>⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</p> <p>⑯ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること</p> <p>⑰ 帰宅困難者対策の推進に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>③ 被災児童・生徒に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること</p> <p>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること</p> <p>⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p> <p>③ 義援金品の受領、配分に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること
福岡県警察本部 (折尾警察署)	(災害予防) ① 災害警備計画に関すること ② 警察通信確保に関すること ③ 関係機関との連絡協調に関すること ④ 災害装備資機材の整備に関すること ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑦ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関すること ② 被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の調査に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 遺体の見分・検視に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
福 岡 県	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力防災体制の整備に関する事 ② 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事 ③ 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備に関する事 ④ 環境条件の把握に関する事 ⑤ 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事 ⑥ 教育及び訓練の実施に関する事 ⑦ 事故発生時における国、市町村等との連絡調整に関する事 ⑧ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況の把握及び伝達に関する事 ② 緊急時の環境放射線モニタリングの実施に関する事 ③ 市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言に関する事 ④ 緊急医療本部の設置・運営に関する事 ⑤ 被ばく者の診断及び措置に関する事 ⑥ 市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等に関する事 ⑦ 市町村長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放射性物質による汚染の除去に関する事 ② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事 ③ 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事 ④ 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関する事 ⑤ 文教対策に関する事 ⑥ 相談窓口の設置に関する事 ⑦ その他災害対策に必要な措置に関する事

第3 指定地方行政機関

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <p>① 警備計画等の指導に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事</p> <p>② 広域的な交通規制の指導調整に関する事</p> <p>③ 他の管区警察局との連携に関する事</p> <p>④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事</p> <p>⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事</p> <p>⑥ 警察通信の運用に関する事</p> <p>⑦ 津波警報・注意報の伝達に関する事</p>
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事</p> <p>② 国有財産の無償貸付等の措置に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 地方公共団体に対する災害融資に関する事</p> <p>② 災害復旧事業の査定立会い等に関する事</p>
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害状況の情報収集、通報に関する事</p> <p>② 関係職員の現地派遣に関する事</p> <p>③ 関係機関との連絡調整に関する事</p>
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>① 米穀の備蓄に関する事</p> <p>② 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事</p> <p>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 応急用食糧(米穀を除く)の調達・供給に関する事</p> <p>② 農業関係被害の調査・報告に関する事</p> <p>③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理に関する事</p> <p>④ 種子及び飼料の調達・供給に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関する事</p> <p>② 農地・施設の復旧対策の指導に関する事</p> <p>③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事</p> <p>④ 土地改良機械の緊急貸付に関する事</p> <p>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事</p> <p>⑥ 技術者の応援派遣等に関する事</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局 福岡地域センター	<p>(災害予防)</p> <p>① 応急食糧(米穀)の備蓄に関する事 こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事 こと</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <p>① 国有保安林・治山施設の整備に関する事 こと</p> <p>② 林野火災予防体制の整備に関する事 こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 林野火災対策の実施に関する事 こと</p> <p>② 災害対策用材の供給に関する事 こと</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧対策用材の供給に関する事 こと</p>
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 こと</p> <p>② り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 こと</p> <p>③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 こと</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 こと</p> <p>② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事 こと</p>
九州産業保安 監督部	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉱山の保安に関する監督指導に関する事 こと</p> <p>② 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 こと</p> <p>② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事 こと</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <p>① 交通施設及び設備の整備に関する事 こと</p> <p>② 宿泊施設等の防災設備に関する事 こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 こと</p> <p>② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 こと</p> <p>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 こと</p> <p>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 こと</p> <p>⑤ 緊急輸送命令に関する事 こと</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事</p>
第七管区 海上保安本部	<p>(災害予防)</p> <p>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事 ② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事 ② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事 ③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事 ④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事 ⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関する事</p>
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <p>① 地震・津波、台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設を整備すること ② 地震・津波、気象等に関する防災知識の普及に関する事 ③ 緊急地震速報・津波警報・注意報及び地震・津波情報、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急地震速報・津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること ② 二次災害防止のため、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること ③ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること</p>
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <p>① 非常通信体制の整備に関する事 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ③ 災害時における通信機器の貸し出しに関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関する事 ② 非常通信の統制、管理に関する事 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <p>① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること</p>
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <p>① 気象観測通報についての協力に関すること</p> <p>② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること</p> <p>③ 災害危険区域の選定または指導に関すること</p> <p>④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること</p> <p>⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること</p> <p>⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること</p> <p>⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること</p> <p>⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること</p> <p>② 水防活動の指導に関すること</p> <p>③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</p> <p>④ 災害広報に関すること</p> <p>⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること</p> <p>⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること</p> <p>⑦ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること</p> <p>⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること</p> <p>⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること</p> <p>⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること</p> <p>⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること</p> <p>② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</p>

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害応急対策) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ② 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ③ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関する事
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関する事
九州厚生局	(災害応急対策) ① 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整に関する事 ② 独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請に関する事
九州農政局	(災害応急対策) ① 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物等への影響に係る情報収集等及び安全性確認のための指導に関する事 ② 災害時における応急用食糧等の確保等に関する事 (災害復旧) ① 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関する事 ② 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関する事
九州農政局 福岡地域センター	(災害応急対策) ① 災害時の食糧の供給指導、緊急引き渡しの措置に関する事 ② 汚染米の移動規制及び処理に関する事
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害応急対策) ① 国有林野・国有林産物の状況の把握に関する事
九州経済産業局	(災害応急対策) ① 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督に関する事 (災害復旧) ① 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
九州産業保安 監督部	(災害応急対策) ① 危険物等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害応急対策) ① 災害時における輸送用車両の斡旋、確保に関する事 ② 災害時における船舶の斡旋、確保に関する事 ③ 自動車運送業者に対する運送命令等に関する事 ④ 運送の安全確保に関する指導
大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所)	(災害応急対策) ① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関する事 ② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
第七管区 海上保安本部	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置に関すること</p> <p>② 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること</p> <p>③ 海上における救急・救助活動の実施に関すること</p> <p>④ 緊急時における海上環境モニタリングの支援に関すること</p>
福岡管区气象台	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること</p> <p>② 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供</p>
九州総合通信局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
福岡労働局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</p> <p>② 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること</p>
九州地方整備局	<p>(災害予防)</p> <p>① 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 交通規制及び輸送路の確保に関すること</p>

第4 自衛隊

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第四師団)	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害派遣計画の作成に関すること</p> <p>② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること</p>

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第四師団)	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること</p> <p>② 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関すること</p> <p>③ その他災害応急対策の支援に関すること</p>
海上自衛隊 佐世保地方総監部	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援に関すること</p> <p>② 住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援に関すること</p> <p>③ その他災害応急対策の支援に関すること</p>
航空自衛隊 西部航空方面隊	<p>(災害応急対策)</p> <p>① その他災害応急対策の支援に関すること</p>

第5 指定公共機関

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保・整備に関すること</p> <p>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本電信電話株式会社(福岡支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(九州支社) KDDI株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 応急復旧通信施設の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 津波警報、気象警報の伝達に関すること</p> <p>② 災害時における重要通信に関すること</p> <p>③ 災害関係電報、電話料金の減免・免除に関すること</p>
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること</p>
日本赤十字 (福岡県支部)	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害医療体制の整備に関すること</p> <p>② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療助産等の実施に関すること</p> <p>② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>
日本放送協会 (福岡放送局)	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本高速道路株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 管理道路の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 管理道路の疎通の確保・整備に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災道路の復旧事業の推進に関すること</p>
日本通運株式会社 (福岡支店)	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧資材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>
郵便事業株式会社 (福岡支店) 日本郵便株式会社 (福岡中央郵便局)	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること</p> <p>② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること</p>

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事
西日本電信電話株式会社(福岡支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(九州支社) KDDI株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における通信の確保に関する事
日本銀行(福岡支店、北九州支店)	(災害応急対策) ① 通貨の円滑な供給確保に関する事 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事
日本赤十字社(福岡県支部)	(災害応急対策) ① 災害時における医療救護等の実施に関する事
日本放送協会(福岡放送局)	(災害予防) ① 原子力防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ① 災害情報の伝達に関する事
西日本高速道路株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における道路交通の確保に関する事
日本通運株式会社(福岡支店)	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事
郵便事業株式会社(福岡支店) 日本郵便株式会社(福岡中央郵便局)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保に関する事

第6 指定地方公共機関

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社 筑豊電気鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</p> <p>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西部ガス株式会社 大牟田ガス株式会社 西日本ガス株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① ガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 導管の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支店 共同通信社福岡支店 熊本日日新聞社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予報等の報道周知に関すること</p> <p>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>③ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
戸畑共同火力株式会社	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の電力供給の確保に関すること</p>
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSS FM ラプエフエム国際放送株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p> <p>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送に関すること
福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社 筑豊電気鉄道株式会社	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
西部ガス株式会社 大牟田ガス株式会社 西日本ガス株式会社	(災害応急対策) ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること
福岡県水難救済会	(災害応急対策) ① 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) ① 原子力防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害情報の伝達に関すること
戸畑共同火力株式会社	(災害応急対策) ① 災害時の電力供給確保に関すること
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社 CROSS FM ラプエフエム国際放送株式会社	(災害予防) ① 原子力防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害情報の伝達に関すること
福岡県医師会	(災害応急対策) ① 災害時における医療救護等の実施に関すること
福岡県歯科医師会	(災害応急対策) ① 災害時における歯科医療救護等の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県トラック協会	(災害応急対策) ① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
福岡県LPガス協会	(災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること

第7 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
遠賀中間地域広域行政事務組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策に関すること

第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

■風水害、地震・津波災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
遠賀郡消防署 同上芦屋分署	(災害予防・災害応急対策) ① 水害、火災等の予防、警戒、防御に関すること ② 災害に関する情報収集、伝達に関すること ③ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること ④ その他消防活動に関すること
自主防災組織 (自治会単位対応)	(災害予防・災害応急対策) ① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること ② 出火防止及び初期消火に関すること ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関すること ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力に関すること ⑤ その他応急対策全般についての協力に関すること
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備に関すること
遠賀・中間医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動に関すること ② 遺体の検案に関すること ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること
遠賀歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動に関すること ② 遺体の検案の協力に関すること ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整に関すること
遠賀薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること ② 医薬品の調達、供給に関すること ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院等経営者	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助に関する事</p>
芦屋町社会福祉協議会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時のボランティアの受け入れに関する事 ② 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力に関する事</p>
社会福祉施設経営者	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ② 災害時における入所者の保護に関する事</p>
農業協同組合	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ② 農作物の災害応急対策の指導に関する事 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関する事 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事</p>
芦屋町商工会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ② 災害時における物価安定の協力に関する事 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋に関する事</p>
建設事業者団体	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 ② 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 ③ 応急仮設住宅の建設の協力に関する事 ④ その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ⑤ 各事業者との連絡調整に関する事</p>
福岡県防犯協会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事 ③ その他災害応急対策の業務の協力に関する事</p>
金融機関	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関する事</p>

■原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合	(災害応急対策) ① 農産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること ② 食糧供給支援に関すること
森林組合	(災害応急対策) ① 林産物に関する対策の指導に関すること
漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合	(災害応急対策) ① 水産物の出荷制限等応急対策の指導に関すること
商工会議所・商工会	(災害応急対策) ① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋に関すること
学校法人	(災害予防) ① 原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること ② 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関すること (災害応急対策) ① 避難施設としての協力に関すること

■原子力事業者

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防) ① 原子力発電所の防災体制の整備に関すること ② 原子力発電所の災害予防に関すること ③ 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関すること ④ 防災教育及び訓練の実施に関すること ⑤ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること ⑥ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関すること ⑦ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること ⑧ 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること (災害応急対策) ① 協定による緊急時における通報及び報告に関すること ② 緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関すること ③ 原子力発電所の施設内の応急対策に関すること ④ 緊急時医療措置の実施のための協力に関すること ⑤ 環境放射線モニタリングの実施に関すること ⑥ 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること ⑦ 相談窓口の設置に関すること (災害復旧) ① 原子力発電所の災害復旧に関すること

第9 住民・事業所

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に地震災害に備えるものとする。また、地震災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、地震災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

注) サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第3節 町の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積、地勢

本町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置し、東は北九州市、西は岡垣町、南は遠賀町・水巻町、北は響灘と境界を接し、東西4.4km、南北5.3km、総面積11.42km²の町である。

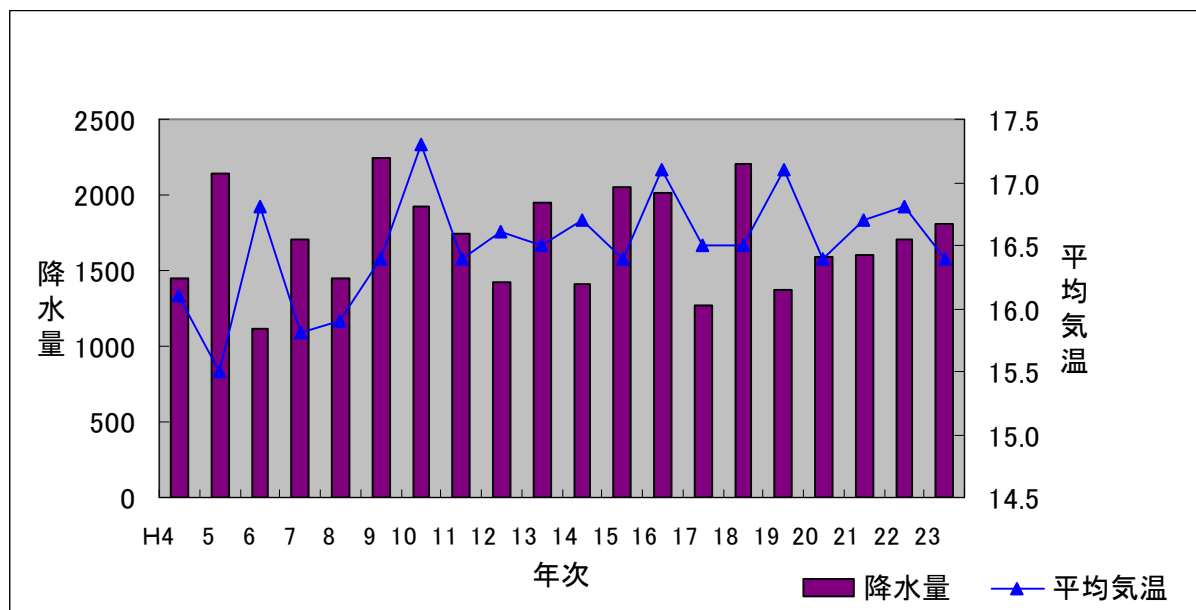
町域は南北に貫流する遠賀川で2分されており、芦屋部が7.38km²、山鹿部が4.08km²となっているが、芦屋部の約半分の3.98km²は航空自衛隊芦屋基地の敷地となっている。

町域の大部分は沖積低地で山地らしい山地はなく、丘陵の最高地点も71.9mとなっている。

2 気象

本町が属する地域一帯は、九州の中でも日本海側気候の影響が最も強い地域である。過去20年間における年平均気温は約16.5℃、年平均降水量は約1,708mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地域温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。

■ 過去20年間の年間降水量と平均気温（福岡管区气象台（八幡）、降水量：mm、気温℃）



■過去20年間の風向・風速（福岡管区気象台（八幡）、風速：m/s）

年	風向・風速 (m/s)								
	平均	最大			最多	各階級の日数			
	風速	風速	風向	月日時分	風向	10m/s	15m/s	20m/s	30m/s
1993	2.2	13	南	8/10 10:00	南	2	0	0	0
1994	2.1	12	南	10/12 8:00	南	1	0	0	0
1995	2.2	8	南	4/22 23:00	南	0	0	0	0
1996	2.2	11	北北西	8/14 14:00	南	1	0	0	0
1997	2.2	8	南	8/10 12:00	南	0	0	0	0
1998	2	10	南	3/19 22:00	南	1	0	0	0
1999	2.1	10	東北東	9/24 7:00	南	1	0	0	0
2000	2.1	8	南	9/16 9:00	南)	0	0	0	0
2001	2.1	8	西北西	3/8 17:00	南	0	0	0	0
2002	2.2	10	南	7/6 13:00	南	2	0	0	0
2003	2	12	南南西	6/19 15:00	南	3	0	0	0
2004	2	11	南西	9/7 12:40	南南西	3	0	0	0
2005	2.2	10	西北西	2/1 12:20	南南西	1	0	0	0
2006	1.9	16	南	9/17 21:30	南南西)	1	1	0	0
2007	2	9	南	4/13 13:00	南南西	0	0	0	0
2008	1.8	8	西南西	4/26 14:40	南南西	0	0	0	0
2009	1.9	9.4	南	7/15 19:05	南南西)	0	0	0	0
2010	2.3	11.6	南西	12/28 12:12	南南西)	4	0	0	0
2011	2.4	10.4	南南西	4/26 13:27	南南西)	2	0	0	0
2012	2.3	13.2	南南西	9/17 14:16	南南西)	3	0	0	0

データに付加する記号の意味

表示例	意味	解説
値	正常値	品質に問題がなく、かつ統計値を求める期間内の資料が全て揃っている場合。（一部不足していても、日の最大値などを求める際に影響がない場合も含む）
値)	準正常値	品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

3 地形、地質

(1) 地形概要

芦屋町の地形概要は以下のとおりである。

芦屋地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大部分が砂丘からなり、標高 20~30m のなだらかな地形である。砂丘の人工改変地に航空自衛隊芦屋基地がある。 ○ 遠賀川と西川に接する部分に、低地(三角州)があるものの、丘陵地は存在しない。 ○ 地区の北部は、響灘に面する芦屋海岸である。
山鹿地区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区の中央を流れる汐入川沿いを中心として低地(谷底平野)が広がる。 ○ 地区の北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地である。 ○ 地区の北部は、響灘に面する海岸線となっており、砂丘や段丘が分布する。

(2) 地形分類

地形分類は以下のとおりである。

中区分	小区分	区分内容	防災上の留意点
丘陵地	丘陵地・斜面	○ 概ね標高 20m 以上で、急斜面では細かな谷が発達する	○ 豪雨および地震時に斜面崩壊が発生しやすい。
段丘	段丘	○ 礫から構成される台地	○ 防災上比較的良好な土地。
砂丘	砂丘	○ 粒径の揃った砂から構成される	○ 防災上比較的良好な土地、地下水位が高い場所では、地震時に液状化の可能性がある。
低地	三角州	○ 河川の氾濫によって河口付近に形成された海面近い標高の平坦な地形	○ 洪水の危険性があり、地盤も比較的悪い。
	谷底平野	○ 谷沿いに形成された狭少な平野	○ 洪水の危険性があり、地盤も比較的悪い。
	自然堤防	○ ほぼ河川に沿った微高地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低地では比較的良好な土地。 ○ 大洪水では冠水の可能性がある。 ○ 縁辺部は液状化の可能性がある。
人工改変地	盛土地	○ 低地に盛土をして造成した土地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 盛土の分だけ周辺より洪水の危険性は低い。 ○ 地震時に亀裂等の可能性がある
	切土地	○ 山地・丘陵地を切り取って平坦にした土地	○ 地盤は良好である。

丘陵地

丘陵地は、山鹿地区にのみ分布する。山鹿地区の北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地である。また遠賀川沿いの魚見山と城山公園付近は、標高 40m 程度の丘陵地である。丘陵地を構成する古第三紀層は、比較的軟らかく侵食されやすいため、丘陵地内部まで谷底平野が発達している。

段丘

段丘は、山鹿地区の北東部、北九州市若松区と接する地域に分布する。段丘は、平野の低地面(沖積面)から分離し、明瞭に区分される平坦面で、過去に河川等によって形成された平坦な地形面が、その後の隆起侵食等によって、やや高い段になった地形であり、主として砂礫からなる。低地との比高差は、10～20m 程度である。段丘の上面は平坦な土地であるが、縁辺部は侵食により急崖になっている場合が多い。

砂丘

砂丘は、芦屋地区の大部分を占め、山鹿地区にも一部分布する。砂丘とは、風によって運ばれた砂の形成する地形で、標高 20～30m のなだらかな地形を示す。芦屋競艇場付近の国道 495 号線沿いでは侵食等により急崖となっている。砂丘には、主な集落が分布しており、また、航空自衛隊芦屋基地は、砂丘を人工改変して利用されている。

三角州

三角州は、芦屋地区の遠賀川と西川に接する部分に分布する。三角州は、河川の河口部に見られる低平な地形で、主として細粒の砂、シルト、粘土からなる。

谷底平野

谷底平野は、芦屋地区の芦屋競艇場付近と白浜町、正門町付近、山鹿地区の汐入川付近と丘陵地の間に分布する。谷底平野は、丘陵地あるいは段丘を刻む河川の沖積作用によってできた平坦な土地で、主として礫、砂よりなる。

自然堤防

自然堤防は、芦屋町との境界付近の西川沿いにわずかに分布するのみである。自然堤防とは、洪水時に河川の流路沿いまたは周辺に、砂や礫が堆積してできた帯状の微高地(周辺との比高 0.5～1.0m)である。

人工改変地

芦屋地区では砂丘を改変し、航空自衛隊芦屋基地となっている。山鹿地区では丘陵地を改変し、住宅地として利用されている。人工改変地は、砂丘や丘陵地の斜面を切り取り整地して造成された平坦地または緩傾斜地である。山地や丘陵の谷を盛土するような大規模な改変が多く、丘陵を切土し平坦化している程度である。

(3) 地質概況

芦屋町を構成する基盤岩類は、第三紀堆積岩類からなる。丘陵地は、すべて第三系堆積岩類からなる。堆積岩類には石炭層を挟み、大君では、石炭の採掘が行なわれていた。山鹿地区で住宅地の大規模開発により人工改変地が広がっている。

段丘は、砂礫から構成される砂礫段丘からなり、山鹿地区の一部に分布する。古砂丘は、粒径の揃った砂質堆積物からなり、芦屋地区の大部分と山鹿地区の一部に分布する。自衛隊基地は古砂丘の人工改変地である。

河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は10～20mほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。谷底平野および自然堤防は、砂泥質堆積物からなる。三角州は粘土分の多い、泥質堆積物からなる。

第2 社会的条件

1 人口

本町の平成24年7月末時点の総人口は、15,369人となっている。

平成22年時点の国勢調査結果から人口および世帯数の推移を見ると人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。20年間で人口は約2,000人減少している一方で、世帯数は約300世帯増加している。

本町で、最も多い年齢層は60～64歳層であり、次いで35～39歳層が多く、65歳以上の高齢者率は平成2年の11.9%から平成22年には24.4%と倍増している。人口は、芦屋地区で約9,000人、山鹿地区で約6,000人である。芦屋地区の方が、人口密度が高く、山地・水田が多い山鹿地区では、人口密度が低い。

2 土地利用の状況、変遷

本町の土地利用は、昭和47年頃、平成11年頃、平成24年頃（現在）の3時期の土地利用変遷を整理した。

区域名		面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域		1,142	100
用途地域	第一種低層住居専用地域	110	9.6
	第二種低層住居専用地域	8.3	0.7
	第一種中高層住居専用地域	48	4.2
	第一種住居地域	115	10.1
	第二種住居地域	12	1.1
	近隣商業地域	5.3	0.5
	商業地域	9.4	0.8
	準工業地域	49	4.3
	工業専用地域	12	1.1
合計		2,688	

※近隣商業地域及び商業地域14.7haを準防火地域として指定

※本町は市街化区域と市街化調整区域を定めていない未線引き地域

土地利用変遷の状況

土地利用区分	昭和47年頃		平成11年頃		平成24年頃	
	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)
山林・原野	2.41	21.2%	1.99	17.1%	1.99	17.5%
農地	1.72	15.2%	1.09	9.5%	1.25	10.9%
宅地・市街地等	1.49	13.0%	2.53	21.8%	2.47	28.2%
河川・ため池	1.16	10.2%	1.13	9.7%	1.13	3.3%
交用地・その他	0.82	7.2%	1.19	10.3%	0.89	7.8%
浜・露岩	0.36	3.2%	0.30	2.6%	0.30	2.6%
航空自衛隊	3.43	30.1%	3.39	29.1%	3.39	29.7%
合計	11.39		11.62		11.42	

第4節 災害危険性

本町では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）及び「芦屋町風水害アセスメント調査（平成13年3月）」において、地震、津波及び風水害の災害危険性等を検討した。その概要は、次のとおりである。

第1 災害り歴

本町に大きな被害を及ぼした災害は、次のとおりである。

特徴をみると、主因が台風や低気圧による水害と、火災による被害が大きくなっている。

■主な災害履歴

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
1626	寛永	3			旱害	干害、大飢饉
1674	延宝	2			水害	洪水、郡内収穫は皆無
1702	元禄	15			水害	大雨、郡内洪水被害
1708	宝永	5			火災	芦屋大火(500戸)
1722	享保	7			火災	山鹿大火
1724	享保	9			水害	遠賀川洪水郡内被害大
1742	寛保	2			火災	芦屋大火(384戸)
1760	宝暦	10			火災	芦屋大火(147戸)
1767	明和	3			水害	遠賀川洪水
1769	明和	6			火災	芦屋寺中町火災(18戸)
1797	寛政	9			火災	山鹿大火(145戸)
1797	寛政	9			火災	芦屋大火(264戸)
1810	文化	7			火災	芦屋大火
1840	天保	11	6		水害	6月大雨、川筋は80年来の大水という
1854	嘉永	7	11	5	地震	11月5日暮七つ大地震、芦屋町内で4、5軒倒壊(安政南海地震)
1884	明治	17			水害	
1889	明治	22			水害	
1891	明治	24			水害	遠賀川氾濫東園待侍水害巡視
1895	明治	28	5	21	水害	暴風洪水の為遠賀川堤防がきれ、橋梁が流され、人畜田畑に大損害
1895	明治	28	6	14	水害	暴風洪水の為遠賀川堤防がきれ、橋梁が流され、人畜田畑に大損害
1905	明治	38	7	26	水害	遠賀川氾濫、水量は堤防上2、3mに達し家屋人畜・農産物に大被害
1929	昭和	4			火災	芦屋大火(岡湊神社、禅寿寺、民家70戸焼く)
1935	昭和	10				台風で地盤ゆるみ、芦屋橋中央部が折れる
1951	昭和	26	3	24	火災	船頭町の中央劇場付近から出火、2棟全焼、3棟半焼、罹災者30名
1951	昭和	26	9	7	火災	正門町で13戸焼け、罹災者42名
1952	昭和	27	1	25	火災	第二船頭町大火、63戸全焼、2戸半焼、罹災者330名
1952	昭和	27	8	23	墜落	米軍輸送機中ノ浜に墜落、乗員5名即死、死者3、焼失2棟、破損9戸
1953	昭和	28	6	26	水害	遠賀川決壊し浜口など西川沿いの田畑が冠水、多くの民家が浸水・倒壊の被害を受ける。祇園橋は、上流からの流出物により破損し、流失する。建物の流出29戸、全壊5戸、半壊4戸、床上浸水94戸、床下浸水302戸。
1954	昭和	29	2	6	火災	第二船頭町で出火、12戸全焼、罹災者73名
1963	昭和	38	7	29	落雷	海水浴場に落雷があり、22人負傷。
1965	昭和	40	5	11	火災	第一船頭町で出火、10戸全焼、2戸半焼、罹災者39名
1968	昭和	43	2	15	火災	正門町で出火、15戸全焼、罹災者54名
1970	昭和	45				遠賀川護岸工事に着手
1976	昭和	51	8	16	たつまき	山鹿でたつまきが発生、負傷者5名、全壊1棟、半壊1棟
1980	昭和	55				遠賀川河口堰完成
1999	平成	11	6	30	土砂災害	集中豪雨による土砂災害発生
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県西方沖地震 芦屋町で震度4 家屋半壊1軒

第2 災害危険性

1 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、遠賀川水系浸水想定区域図によると、次のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域	箇所数
が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険区域	1箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	13箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	1箇所
土 石 流	土石流発生危険箇所	2箇所
地 す べ り	地すべり危険箇所	—
	地すべり危険地区	—
落石崩壊・擁壁	道路危険箇所	15箇所（うち要対策1箇所）
浸 水	高潮危険区	2.8 km ²
	津波危険区	4.2 km ²
	重要水防箇所（重点区間）堤防	2箇所
	重要水防区域（Aランク）堤防	4箇所（延長 計1,000m）
	重要水防区域（Aランク）構造物	1箇所（橋梁）
	重要水防区域（Bランク）堤防	11箇所（延長 計5,900m）
	重要水防区域（Bランク）構造物	1箇所（橋梁）
	重要水防区域（要注意）構造物	22箇所（陸閘）
県知事管理区間重要水防箇所（海岸）	1箇所（延長 計1,805m）	

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（平成24年3月修正）
国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所「遠賀川水系浸水想定区域図」

2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年3月20日に福岡県西方沖地震が発生した。この地震のマグニチュードは7.0、最大震度は6弱で、芦屋町においても震度4を記録した。また、同年4月20日には同地震の余震が発生し、芦屋町では震度4を再度記録した。

被害については県内で、死者が1名、負傷者727名、住家全壊17棟、住家半壊161棟、建物火災1件などであった。また、福岡市西区玄海島では建物倒壊等の被害が多く、福岡市中心部でもビルの窓ガラスが落下するなどの被害が多発した。

芦屋町では家屋が半壊（1軒）するなどの被害が発生した。

福岡県西方沖地震は県内でも比較的危険性の低い警固断層が原因となっており、九州北部でもマグニチュード7クラスの地震が発生することが実証された。

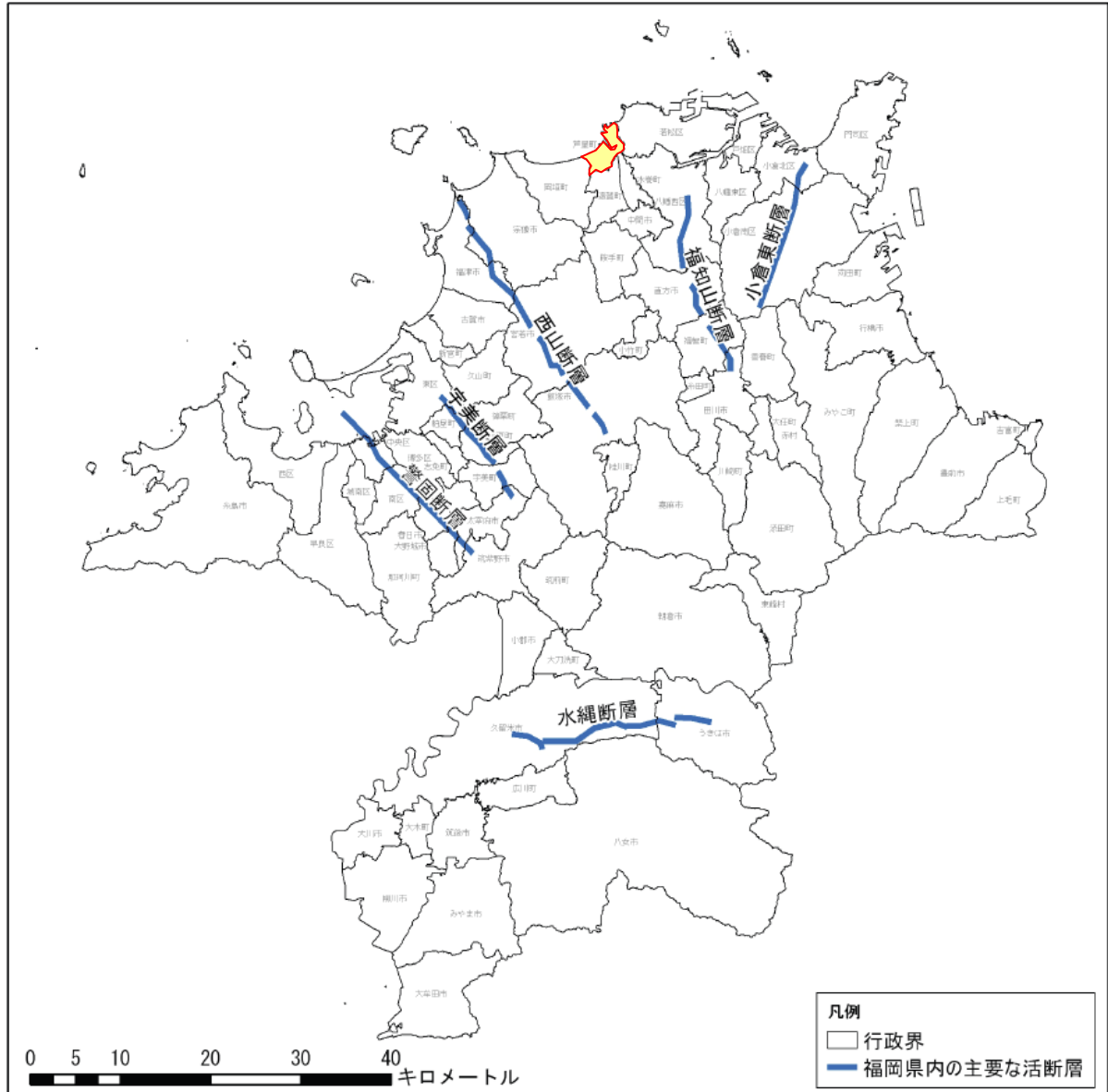
また、歴史をさかのぼると、1854年安政南海地震では、芦屋町においても家屋等への甚大な被害が生じたとされている。

芦屋町において被害想定が一番大きいとされる西山断層は、福岡県のアセスメント調査で、宮若市から飯塚市付近にかけての断層の長さ約31kmのうち、震源断層の長さ31km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模マグニチュード7.3と想定されている。

また、西山断層の延長は、従来から北西側の玄界灘海底に連続していると考えられていたが、平成22年10月に海上保安庁がマルチビーム音響測深機を用いた詳細な地形計測を行い、延長海域において断層運動に伴って形成されたと考えられる地形を約30kmに渡って捉えることに成功したことにより、西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ80km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模マグニチュード8.0を想定した。

なお、西山断層の延長については、独立行政法人産業技術総合研究所「西山断層帯の活動性および活動履歴調査」において約120kmと報告されている。

■想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書
福岡県（平成24年3月）

■地震被害想定の結果

想定地震		小倉東断層(北東部) 中央下部 (M6.9)	西山断層(南東部) 中央下部 (M7.3)	基盤一定 M6.9 深さ10Km
地表加速度		最大200～300gal	最大300～400gal	最大300～400gal
震度		5弱	6弱	6弱
液状化危険度現象		高い	極めて高い～ 高い	極めて高い～ 高い
斜面崩壊 危険度	危険度Aランク(箇所)	0	0	1
	危険度Bランク(箇所)	20	21	20
	危険度Cランク(箇所)	1	0	0
	被災棟数	0	0	0
建築物被害	全壊棟数	0	1	20
	半壊棟数	0	12	18
	全半壊棟数	0	13	38
	全壊率	0.0	0.0	0.3
	全半壊率	0.0	0.2	0.5
火災被害	出火件数	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0
都市ガス	被害箇所	0	0	0
電柱被害	被害箇所	0	0	0
電話柱被害	被害箇所	0	0	0
上水道管被害	被害箇所	0	7	18
下水道管被害	被害箇所	0	1	3
道路被害 (国道495号)	被害箇所	2	6	6
港湾漁港被害 (芦屋港)	被害ランクⅠ(m)	0	0	0
	被害ランクⅡ(m)	0	0	0
	被害ランクⅢ(m)	0	331	331
	被害ランクⅣ(m)	0	1,720	1,720
人的被害	死者数	0	0	1
	負傷者数	0	20	121
	要救出現場数	0	0	8
	要救出者数	0	0	5
	要後方医療搬送者数	0	2	12
	避難者数	0	2	32
要救護者	食糧供給対象人口	0	1,962	5,044
	給水対象世帯	0	839	2,159
	生活物資供給対象人口	0	2	32

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書
福岡県（平成24年3月）

注）基盤一定：地表に現れない未知の活断層の存在を考慮すると、福岡県内どこでも地震が生じ得る。そこで、基盤上に一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮して地表加速度及び震度分布図を作成した。

地震動設定の考え方としては、台地・丘陵等の良好な地盤上で震度6弱程度となるよう、マグニチュード6.9、深さ10kmと設定した。これは、特定の地震の発生を想定したものではなく、一市町村内での地震動の分布状況を把握し、市町村の地震対策に資することを目的として、入力地震の規模・深さを設定したものである。

3 津波災害

本町において津波災害を受ける可能性のある対象は、福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査」（福岡県 平成24年3月）によると、次のとおりである。

■津波被害想定の結果

想定震源	対馬海峡 東の断層	周防灘断層群 主部	雲仙地溝南縁 東部断層と 西部断層の連動
最大津波高	1.0～1.5m	0.0～0.5m	—
津波浸水深想定	0.8～1.2m	20cm以下	—
津波到達時間	1時間34分	—	—

出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書
福岡県（平成24年3月）

また、本町においては、平成22年10月に「芦屋町地震・津波ハザードマップ作成業務委託」にて西山断層（延長）における津波シミュレーションを行い、浸水範囲を津波ハザードマップとして取りまとめた。津波被害の想定結果は、次のとおりである。

■津波被害想定の結果

想定震源	西山断層（延長）
最大津波高（沿岸部）	4.0m程度
津波浸水深想定（陸地部）	2.0m未満
浸水面積	合計 1,093,591m ² 山鹿小学校区 605,938m ² 芦屋小学校区 454,531m ² 芦屋東小学校区 33,125m ²
津波到達時間	17分程度

出典：芦屋町地震・津波ハザードマップ（平成22年10月）

4 原子力災害

本町は、玄海原子力発電所から北東に約90kmの位置にあり、福岡県が定めた、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲（玄海原子力発電所から半径30kmの円内）の範囲外に位置している。

なお、この区域の範囲は、原子力安全委員会で見直しが進められている「原子力施設等の防災対策について」の中間とりまとめ（平成24年3月22日）資料で示されている「緊急防護措置準備区域（UPZ）」の考え方によるものである。

第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

本町は、これまでの被災経験や防災調査結果からみて、遠賀川の洪水に起因する水害と火災が主な災害であり、遠賀川の整備の進捗とともに水害も近年発生していないものの、本町周辺は台風の常襲区域であり近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は低いとはいえない。

また、地震については、150年過去にさかのぼって、南海地震に起因する小規模な被害があった程度だが、平成17年の福岡県西方沖地震においては、本町内でも震度4を記録し、家屋半壊1件の被害が生じたほか、平成23年の東日本大震災では、地震にともなう甚大な津波災害や原子力災害が発生したため、国・県はこれらの教訓を活かした防災計画の見直しを行っており、本町もこれに応じて、“住民の自主性”や、発生した災害による被害をできるだけ軽減していく“減災”の考え方に基づいた計画を構築する必要がある。

なお、災害の危険性については、福岡県の「地震に関するアセスメント調査」、「津波に関するアセスメント調査」及び「福岡県地域防災計画原子力災害対策編」による予測結果等に基づいた対応を準備しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、本町の防災ビジョンを、次のとおりとする。

■防災ビジョン

- ①災害に強い組織・ひとをつくる
- ②災害に強いまちをつくる
- ③実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

第2 基本目標

住民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防対策計画	基本目標
災害に強い組織・ひとをつくる	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	○ 住民一人一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、町及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。
		○ 混乱期における被害の軽減及び要援助者等の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、普段からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・支援する。
		○ 町、関係機関、事業所、団体、住民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。
		○ 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動の普及・啓発、ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受け入れ体制の整備等を図る。
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	○ 河川施設や港湾施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波災害に強いまちをつくる。
		○ がけ崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。
		○ 大地震による人的被害の大きな要員となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。
		○ 災害発生時に危険性のあるブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。
		○ 道路、橋梁、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。
		○ 適切な避難地及び避難路を選定、確保し、その安全性の強化を図る。
		○ 原子力災害関連情報の収集や適切な情報伝達手段の整備、放射能等に関する正しい知識の普及・啓発、広域的避難者の受け入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基 本 目 標
実践的な 応急・ 復旧 対策 計画を 確立し 非常時 に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
	第2節 情報の収集伝達、災害警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 多重・多様な情報伝達手段を確保しておく。 ○ 迅速な住民の安否確認や支援情報の提供に向けた体制を整える。
	第3節 災害広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、広報サービスを行う。
	第4節 応援要請 ・受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。 ○ 災害ボランティア等の受け入れ体制の整備や活動支援を行う。
	第5節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。
	第6節 救助・救急 ・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防署、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。 ○ クラッシュ症候群^{*1}等に対処するため、町、消防組合、消防団、関係機関・団体、住民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 ○ 行方不明となった住民の迅速な把握及び捜索を行う。
	第7節 医療・救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、医療資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。
	第8節 交通対策 ・緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基 本 目 標
実践的な 応急・復 旧対策 計画を確 立し非常 時に備え る	第9節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し住民、外来者等を安全に避難させる。 ○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。また、必要に応じて広域的避難者の受け入れを行う。 ○ 要配慮者等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。
	第10節 災害時要援護者 等対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人・人工透析者等の災害時要援護者や旅行者・帰宅困難者等に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受け付けや適切な広報活動等により、避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。 ○ 旅行者・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供するなどの支援を行う。
	第11節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。
	第12節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。 ○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第13節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。 ○ 適切な死亡畜獣の処理、愛護動物（ペット）等の保護、収容を行う。
	第14節 遺体の処理 ・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の腐乱を防止するため、搜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第15節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の避難所の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。 ○ 文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。

理念	災害応急・復旧復興 対策計画	基 本 目 標
実践的な 応急・ 復旧 対策 計画を 確立し 非常時 に備え る	第16節 公共施設等の 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。 ○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他町の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。
	第17節 (第4章のみ) 二次災害の 防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う二次災害を防止するため、危険箇所の調査及び安全対策を進めるとともに、二次災害の危険箇所について、住民への広報活動を行う。
	第17節 (第4章:第18節) 災害警備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と協力し、町・事業所・団体・住民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。
	【第5章】 原子力災害への 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害が派生した場合の対応体制の構築、情報の収集・伝達活動や住民からの問い合わせへの対応、並びに広域的避難者の受け入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。 ○ 各種危険物施設等の安全対策や林野火災その他大規模事故などへの対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。
	【第6章】 第1節 被災者等の生活 再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活再建に向けた多様な相談に対応し、適切な情報や支援・サービスを提供する。 ○ 独力での再建が困難な住民、中小企業、農家等に対して、国・県・町及び各機関は各種援助措置を行う。 ○ 適切な広報・啓発等により、風評被害による人権侵害や産業不振等の防止を図る。
	【第6章】 第2節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災施設の被害の再発を防止するため、将来の災害に備えた事業計画を樹立する。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画を活用する。 ○ 汚染物質の適切な除染や住民からの放射線被ばくへの不安等に関する相談への対応など、原子力災害からの復旧に備える。
【第6章】 第3節 復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○ 行政、住民、企業、団体等多様な行動主体と協働して復興を進めていくための復興計画づくりの体制や仕組みを整える。 ○ 関係する機関等との調整及び住民との合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。 	